

令和3年(2021年;第49期)事業計画

(2021年1月1日～12月31日)

総務部

20年6月1日に改正食品衛生法が施行され、新たな成長戦略を見据えた環境作りが始まった。このうち特に当業界に大きな影響を与えるものとして「HACCPに沿った衛生管理の制度化」、「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」の2つが挙げられる。前者に関しては、本年度で猶予期間(21年5月31日まで)が終了し、6月1日より完全実施を迎える。また後者に関しては本年6月1日より施行され、節類製造事業者は届出業種から許可業種へと変更となる。この変更業種に関しては経過措置3年が設けられており、24年5月31日までに体制を整えていく必要がある。

こうした業界を取り巻く環境変化に関し対応していくため、引き続き関係各所との連携および各部の活動をサポートしていくことが重要である。

一方で新型コロナウイルスが席卷する環境下において、課題を明確にし、その議論をどう深めていくかが問題となる。すぐに改善することのない中で状況に応じた新たな方針や活動スタイルが求められる。

鯉節の新JAS規格に関し、新たな機会創出と捉えていく必要がある。これに加え独自性の追求および事業の選択と集中をし、団体の本分に立ちかえる。一般消費者の利益と会員の事業活動に有益となることを目的に活動を精査し行っていく。

(主な実施予定項目)

(1) 重要事項

- ① HACCP、営業許可制度見直しをはじめとした行政施策への対応
- ② 行政ほか関係団体との協力、連携等強化
- ③ 感染症環境下における協会運営、事業活動方法の検討

(2) その他

- ① 鯉節の新JAS規格への検討・協議
- ② 会員の自主行動計画策定への周知および推進支援

情報宣伝部・広報部

流通改善部

新型コロナウイルスは消費者の生活スタイルを一変させ、食事のあり様も変えた。しかし食事は生活の大切な一部として不変であり、食育等に関する情報発信の重要性は今後とも揺るぐことはない。鰹節、けずり節は、昆布とともに和食の礎を担ってきた。今後海外に発信すべき食材であることを念頭に、外国人向けや国内消費者向けの再周知といったPR活動等はより重要になってくる。

一方で大規模なイベント事業は引き続き開催までの道のりは厳しく、また鰹節削り体験のような小規模の体験事業の実施もまた不確かな状況にあり、従前以上に適時適切な情報発信力が問われてくる。6月に東京夏季オリンピック、食育推進全国岩手大会が予定されている。9月には昨年延期を決めた第21回全国鰹節類品評会山川大会を開催する。業界の一大イベントとして内外にアピールしていく。

(主な実施予定項目)

(1) 重要事項

- ① 第21回全国鰹節類品評会の開催
- ② 食育推進全国大会等主要イベントへの出展
- ③ マスコミ等への適切な取材対応および情報提供
- ④ HPの改修
- ⑤ 既存のアイテムの見直し等検討

技術研究部

節類の小規模事業者向けHACCPガイドラインは、業界の重大事項として作成し公表していく。加えて周知およびサポート体制を検討し、事業者の理解と着実な実行に繋げていく。

このほか全国鰹節類生産者団体連合会と連携し、必要な施策についても臨機応変に対応できるよう調整を図っていく。

(主な実施予定項目)

(1) 重要事項

- ① HACCPガイドラインの作成、周知、サポート体制の検討
- ② PAHガイドラインの改訂(第2版)し、会員への配布
- ③ 全国鰹節類生産者団体連合会との連携・協力